

社会福祉法人 紡ぎの里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人紡ぎの里の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬は支給しないものとする。

(費用の弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

- ・松山市内の役員には、交通費として2000円を支払う。
- ・松山市以外の役員には、交通費として実費相当額を支払う。

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用の弁償

- ・松山市内の役員には、交通費として2000円を支払う。
- ・松山市以外の役員には、交通費として実費相当額を支払う。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年6月24日実施する。